

令和 8 年 7 月 30 日

保険医療機関・保険薬局各位

守口市健康推進課

令和 8 年度診療報酬改定に伴う公害診療報酬の取扱いについて

平素は、本市公害健康被害行政に多大の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年 6 月 1 日に診療報酬が改定されたことに伴い、公害診療報酬における取扱いが環境省より示されましたので、お知らせいたします。

つきましては、公害診療報酬をご請求いただく際は、下記の規定に基づき算定いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、令和 8 年 7 月 31 日にお振込みいたします令和 8 年 6 月診療分の公害診療報酬につきましても、下記の規定に則っていない場合は減額査定しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

【令和 8 年度診療報酬改定に伴う公害診療報酬の取り扱い】

病院・診療所

○電子的診療情報連携体制整備加算については、令和 6 年度までの医療情報取得加算、医療 DX 推進体制整備加算と同様に、公害診療報酬においては算定できません。

また、令和 8 年度診療報酬改定により、明細書発行体制等加算については電子的診療情報連携体制整備加算の届出を出している医療機関は健康保険制度では算定できないこととされましたが、公害診療報酬においては届出を出している場合であっても明細書発行体制等加算の算定要件を満たす場合は明細書発行体制等加算の算定可能です（ただし明細書発行体制等加算については、医科点数表にある通り、診療所に限ります）。

○物価対応料については、算定要件を満たす場合においては、公害診療報酬において算定可能です。なお、その算定については、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成 4 年 5 月環境庁告示第 40 号）の別表の第 3 章の「2 その他」で算定して差し支えありません。

【参考】公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成 4 年 5 月環境庁告示第 40 号）

第 3 章 その他の診療報酬

前二章の規定により算定される診療報酬の額以外の診療報酬の額の算定は、医科点数表の例により算定した点数に、次の区分に応じ、それぞれ、その区分に定める 1 点当たりの単価を乗じて行うものとする。ただし、診療報酬の算定方法第五号の規定により療養担当手当の額を加算して算定するものであるときは、当該療養担当手当に相当する額を加算して算定するものとする。

- 1 薬剤料、特定保険医療材料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用 10円
- 2 その他

（1） 公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令（昭和 49 年総理府令第 64 号）様式第二号（一）により請求する診療費 12円

（2） 同省令様式第二号（二）により請求する診療費 15円

※裏面もご確認ください。

【様式第二号（一）】

公害診療報酬明細書（入院）		年	月	分
公害医療手帳の記号番号				
氏名	1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令 年生			
公害医療機関の所在地及び名称				
疾病名	(1) (2) (3)	診療開始日	(1) 年 月 日 (2) 年 月 日 (3) 年 月 日	診療中止日 診療実日数 日
① 初診	時間外・休日・深夜 回	(1点12円)点	(1点10円)点	
② 医学				

【様式第二号（二）】

公害診療報酬明細書（入院外）		年	月	分
公害医療手帳の記号番号				
氏名	1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令 年生			
公害医療機関の所在地及び名称				
疾病名	(1) (2) (3)	診療開始日	(1) 年 月 日 (2) 年 月 日 (3) 年 月 日	診療中止日 診療実日数 日
① 初診	時間外・休日・深夜 回	(1点15円)点	(1点10円)点	
② 医学				

薬局

- 電子的調剤情報連携体制整備加算については、令和6年度までの医療情報取得加算、医療DX推進体制整備加算と同様に、公害診療報酬においては算定できません。
- 調剤ベースアップ評価料については、算定要件を満たす場合においては、公害診療報酬において算定可能です。
- 調剤物価対応料については、算定要件を満たす場合においては、公害診療報酬において算定可能です。

なお、調剤物価対応料は、保険薬局において処方箋を受け付けた場合に3月に1回に限り算定できるものであり、公健法の場合と健康保険制度での受診の場合を合わせて3月に1回の判断を行ってください。公害診療報酬の算定に当たっては、1点あたり15円となります。

訪問看護ステーション

- 訪問看護物価対応料及び訪問看護ベースアップ評価料については、算定要件を満たす場合においては、公害診療報酬において算定可能です。

なお、訪問看護物価対応料及び訪問看護ベースアップ評価料については、公害訪問看護報酬明細書へは当面の間は余白への記載でご対応ください（環境省より新様式の明細書が示される予定です）。

問合せ先 〒570-0033
守口市大宮通1丁目13番7号
守口市市民保健センター内
守口市健康福祉部健康推進課
公害担当
TEL 06-6992-2422
FAX 06-6998-5563